

住宅用太陽光発電設置補助は上限 8 万円まで

【問】市生活環境課環境係 (☎ 77・8485)

市は、26 年度まで住宅用太陽光発電システムを設置する個人を対象に補助を行います。

●補助金額 同システムの最大出力値 1kW 当たり 2 万円。上限は 8 万円

●補助の対象者 市内の住宅で、自分が住むための住宅(店舗、事務所などの併用可)に未使用の同システムを設置する人や、未使用の同システムが設置された自分が住むための住宅を購入する人、自分が住むための住宅に同システムを増設する人で、次のすべての要件を満たす人が補助の対象です。

▷来年 2 月 28 日(金)までに、同システムの設置工事と電力会社との電力供給契約まで完了し、来年 3 月 14 日(金)までに実績報告書を提出できる人

▷同システムを設置している住宅に住んでいて市に住民登録をしている人か、来年 3 月 14 日(金)までに住んで住民登録する予定の人

▷市町村民税の滞納がない人

●注意点 ▷25 年度の予算額に達した時点で受け付けを終了します。

▷すでに、この制度で補助金を受けた人は対象になりません。

▷申請書類は工事着工の 2 週間以上前に提出し、補助金交付決定を受けてから、同システムの設置工事を行っ

てください。

▷同システムが設置された建売住宅を取得する場合は、補助金交付決定を受けてから引き渡してください。

●補助対象の同システム 補助金交付の対象になる同システムは、次のすべての要件を満たすものです。

▷すでに住んでいる住宅や新築する住宅に設置する同システムで未使用のもの

▷逆流ありで低圧配電線と連結するもの

▷補助の対象者が、電力会社と締結する電灯契約や余剰電力の販売契約ができるもの

▷太陽光発電普及拡大センターが定める補助金の交付要件を満たしていること

●申請方法 4 月 1 日(月)～来年 2 月 5 日(水)までに、柳川庁舎 2 階生活環境課環境係へ書類一式を直接提出してください(郵送不可)。書類は同係や市ホームページからダウンロードすることができます。



筑紫町や糞屋町など 9 地区で下水道を整備

【問】市下水道課維持管理係 (☎ 77・8585)

3 月 31 日から下水道事業計画区域内の筑紫町、糞屋町、宮永町、柳町、上宮永町、下宮永町、大浜町、柳川駅東部土地地区画整理事業区域、高畑の各区域の一部で、下水道が利用できます。この地域の人は、「受益者負担金」と「排水設備工事」が必要です。

受益者負担金

下水道の利用ができる地域の人に事業費の一部を負担してもらうのが「受益者負担金制度」です。

●負担額 一般家庭では 1 戸につき 20 万円。従業員 10 人以上の事業者などは、敷地面積 1 平方メートルあたり 600 円で算出した額で、最高は 120 万円、最低は一般家庭と同額の 20 万円です。

●負担金の決定 受益者負担金は、受益者からの申告により決定します。下水道が利用できる地域の人には、5 月中旬に「受益者申告書」を発送します。必要事項を記入して期限内に提出してください。

●支払方法 一括払いと分割払いがあります。一括払いの場合は、5%から 20%の奨励金制度があります。分割払いは、5 年間で 20 回払いです。納入時期は、6、8、10、来年 1 月です。

排水設備工事(宅地内工事)

宅地内の便所、風呂、台所などからの排水を宅地内の汚水ますに集めて、公共ますに接続するのが排水設備工事(宅地内工事)です。くみ取り便所から水洗便所への切り替えは、下水道が使用できるようになってから 3 年以内に、風呂や台所などからの生活雑排水や浄化槽からの排水は、できる限り早く接続してください。

工事は、市に登録している指定工事店に申し込んでください。費用は自己負担です。下水道への切替工事の費用について「排水設備工事助成金」制度があります。助成の対象は、下水道供用開始告示日から工事完了までの期間が 3 年以内です(その他、要件あり)。

合併処理浄化槽設置の上乗せ補助金を継続

【問】市生活環境課浄化槽推進係 (☎ 77・8483)

市は生活雑排水がクリークや川に流れ込み、水を汚すのを防ぐため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。

合併処理浄化槽の設置を促すために、平成 26 年度まで、「新築 7 万円」「改築 15 万円」として予算の範囲内で上乗せ補助を続けます(補助金額は下表参照)。補助金を受けるためには、合併処理浄化槽を設置する人か工事施工業者が必ず工事着工前に申請してください。

ただし、工事を開始する年度内に合併処理浄化槽を設置できないと補助金を受けることができません。

また、トイレのみの単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への変更も補助の対象となります。

合併処理浄化槽の設置補助には、一部対象とならない地域があります(右図参照)。補助の対象地域や申請など、詳しくは市生活環境課まで問い合わせてください。

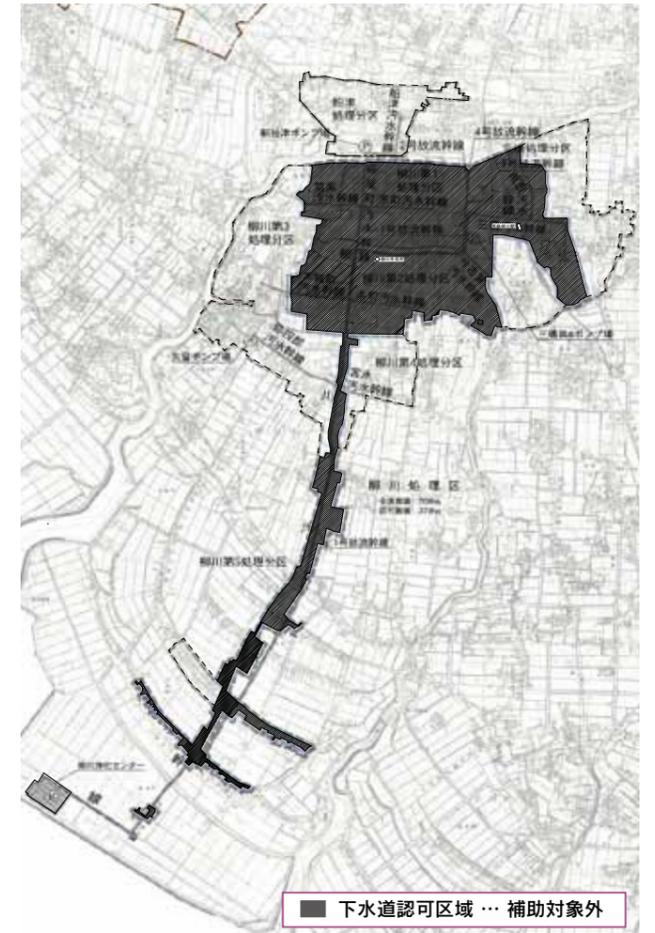
●対象者 申請者が居住している個人の住宅や共同住宅、地区公民館に合併処理浄化槽を設置する人(販売目的や店舗、事業所などは対象外)

合併処理浄化槽設置補助金額(上乗せ金額を含む)

区分	補助限度額 (新築)	補助限度額 (改築)
5 人槽 (延べ床面積 130 m ² 以下)	40 万 2000 円	48 万 2000 円
7 人槽 (延べ床面積 130 m ² 超)	48 万 4000 円	56 万 4000 円
10 人槽(2 世帯住宅) 共同住宅	61 万 8000 円	69 万 8000 円

※共同住宅で 100 人槽を超える場合は補助対象外

●柳川市浄化槽整備推進事業補助対象外地域図



生ごみ処理機やコンポストの購入費を補助

【問】市生活環境課環境係 (☎ 77・8485)

市は、生ごみを減らすため、電動生ごみ処理機などの購入費を予算の範囲内で補助しています。柳川庁舎生活環境課、大和・三橋庁舎市民サービス課で申請してください。

●申請方法・補助額

▷電動・手動生ごみ処理機=購入前に見積書、市税などの滞納がない証明書、印鑑。購入費の 2 分の 1 を補助(上限 3 万円)、1 世帯 1 台まで。購入後の申請は補助できません。

▷コンポスト=購入後に印鑑、通帳、領収書、使用説明書(パンフレット)。購入費の 2 分の 1 を補助(上限 3000 円)、1 世帯 2 個まで

▷EM バケツ=購入後に印鑑、通帳、領収書、使用説明書(パンフレット)。1 個につき上限 1000 円を補助、1 世帯 2 個まで

コンポスト
(130 ℓ)
直径約 61cm
高さ約 73cm



※ここで紹介しているものは一例です。

EM バケツ
幅 28cm
奥行 28cm
高さ 41.5cm



電動生ごみ処理機
幅 26.8cm
奥行 36.5cm
高さ 55cm